

お取引時の確認等 (ご本人確認、ご職業、事業内容等) にご協力ください。

当金庫では「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律(改正犯罪収益移転防止法)」に基づいて、口座開設の取引時確認が必要な際には、運転免許証などの公的証明書により確認させていただきますので何卒ご協力ください。なお、「お取引時確認」ができない場合、お取引をお断りすることがございます。なお、ご提示いただきました本人確認書類の内容(本人特定事項、発行体、番号等)は、法律に基づいて金融機関に義務付けられた記録・保存のため、コピーまたは転記をさせていただきますのでご了承ください。

■取引時の確認事項とその書類

確認に利用できる書類の主な例は以下のとおりです。
 なお、通常の取引とハイリスク取引とで確認方法が異なる事項がありますので、ご注意ください。

確認事項	通常取引	ハイリスク取引
① 本人特定事項 (氏名・住所・生年月日(個人) 名称・所在地(法人))	A. 窓口で下記の原本ご提示により確認 顔写真がある書類 ●運転免許証、運転経歴証明書 ●旅券(パスポート) ●個人番号カード ●在留カード、特別永住者証明書 など 顔写真がない書類(2つ) ※他の本人確認書類または水道・電気料等の領収証が必要となります ●国民年金手帳 ●各種健康保険証 ●在留カード、特別永住者証明書 など	通常取引で確認した書類 + 通常取引で確認した書類以外の本人確認書類で確認
	B. 窓口で下記の原本ご提示+郵送書類の到着をもって確認 ●住民票の写 ●住民票の記載事項証明書 ●印鑑登録証明書 ●戸籍謄本・抄本(戸籍の附票の写が添付されているもの) など ●登記事項証明書 ●官公庁から発行・発給された書類で名称、本店もしくは主たる事務所の所在地の記載があるもの など	
② 取引を行う目的	申告により確認	通常取引と同じ
③ 職業(個人の場合) 事業内容(法人の場合)	申告により確認 定款、登記事項証明書などで確認	通常取引と同じ
④ 実質的支配者 (25%を超える議決権を有する者等)	代表者等から実質的支配者の本人特定事項(氏名・住所・生年月日)を申告により確認	該当の有無を株主名簿、有価証券報告書などで確認 本人特定事項を本人確認書類で確認
⑤ 資産及び収入の状況 (ハイリスク取引で200万円を超える財産の移転を伴う場合に限りです。)		【個人の場合】 源泉徴収票、確定申告書、預貯金通帳などで確認 【法人の場合】 貸借対照表、損益計算書などで確認
⑥ 外国 PEPS(重要な公的地位のある方およびご家族・ご親族)との取引	書類(当庫書式)の提出	資産・収入の状況を確認

注)有効期限のある書類の場合は、提示される日において有効である必要があります。また、有効期限のない書類の場合は、提示される日の前6ヵ月以内に作成されたものに限りです。

※ハイリスク取引とは?

- なりすまし・偽りが疑われる取引等、マネー・ロンダリングのリスクが高い一定の取引として、以下に該当する取引を言います。
- 当初の契約時の確認の際に顧客等又は代表者等になりすまして疑いがある取引。
- 当初の契約時の確認の際に確認事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引。
- イラン・北朝鮮に居住、所在する者との取引。
- 外国 PEPS との取引。

※ハイリスク取引時の確認

マネー・ロンダリングのリスクの高い一定の種類の取引(ハイリスク取引)を行う際に、より厳格な確認が必要となります。また、当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産及び収入の状況の確認も必要です。(司法書士等士業者を除く。)

■取引時確認が必要なお取引

◎口座の開設、ご融資、貸金庫、電子記録債権、保護預り、保険契約等のお取引を開始されるとき

◎10万円を超える現金による為替取引(お振込、電話・電気・ガス等の公共料金のお支払い、当金庫を支払先とする小切手の店頭呈示により振出人以外の第三者が現金をお受取りになる場合等) ※外国送金を含みます

◎200万円を超える現金(持参人払小切手)のお預け、お引出し、両替をされるとき 等

○ご本人以外の方がご来店される場合は、ご本人とご来店される方、両方の取引時確認書類が必要です。

この取引時確認書類がない場合には、お取引ができないことがありますのでご注意ください。

○取引時の確認にあたり、本人特定事項を偽ってはなりません。本人特定事項を隠蔽する目的で本人特定事項を偽った場合には、罰則が適用されます。

○金融機関はお客様がお取引時確認に応じないときは、確認に応じるまでの間、取引に係る業務の履行を拒むことができます。
 (注)10万円を超える現金の振込みや200万円を超える大口の現金取引などを行う際は、運転免許証など上記Aに該当する本人確認書類を提示してください。なお、1回の取引金額を減少させるため、1つの取引を分割したことが明らかな場合は1つの取引とみなしてお取引時の確認が必要となります。

■確認方法

【個人の場合】

取引時の確認事項のうち、上記表の①から③(司法書士等士業者は①のみ)について確認を行います。

A. の場合・・・①については運転免許証等の顔写真のある書類1つのご提示または各種健康保険証等顔写真のない書類2つのご提示

②③については取引の目的及び職業の申告

B. の場合・・・①については住民票の写などのご提示

②③については取引の目的、及び職業の申告

さらに、本人確認書類に記載の住所に取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便等として送付

【法人の場合】

取引時の確認事項のうち、上記表の①～④(司法書士等士業者は①のみ)について確認を行います。

①については登記事項証明書等のご提示

②については取引の目的の申告

③については定款等事業内容が確認できる書類のご提示

④については実質的支配者に関する本人特定事項の申告
 さらに実際に取引の任に当たっている担当者の本人確認書類のご提示